

生活困窮者自立支援制度の推進について

【担当省庁】厚生労働省

奈良県における取組

1. 生活困窮者自立相談支援窓口設置

福祉事務所設置自治体に相談支援窓口を設置(必須)

(1) 県内相談支援窓口(県・12市・十津川村)

・相談支援員、就労支援員等を配置して支援

(2) 本県における相談支援窓口(県福祉事務所管内)

・奈良県中和・吉野生活自立サポートセンター

【必須事業】

① 自立相談支援

延べ相談件数:2,821件(新規相談:320件 うち就労者:62名)

【任意事業】

② 就労準備支援

直ちに一般就労に結びつかない方への支援

③ 子どもの学習支援 (貧困の連鎖の防止)

高校進学に向けた学習支援・子どもの居場所づくり

困難な課題を抱えた子ども・世帯へ訪問して生活・学習支援

2. 県内における任意事業の取り組み

(1) 取組状況

・地域の実情に応じて任意事業を実施

・県内の取り組みが低調(全国最下位 全国平均:37% 奈良県:9%)

	H28	H29
就労準備事業	県・奈良市	県・奈良市
子どもの学習支援事業	県・生駒市	県・奈良市・御所市
家計相談支援事業	生駒市	生駒市・橿原市・桜井市・五條市・宇陀市

(2) 県内自治体における広域実施検討会立ち上げ(H28.10月)

・各自治体が抱える課題、ニーズ等を整理

・広域実施に向けた仕組みを検討

【関係市町村】 12市、十津川村

3. 就労訓練(中間的就労)事業所の認定・取組推進

(1) 就労訓練(中間的就労)事業所認定

- ・就労訓練(中間的就労)事業所 19事業所認定 (H29.4月末現在)

(2) 就労訓練(中間的就労)の取組推進

- ・就労準備支援で社会参加には繋がるが、一般就労にはまだ結びつかない方が多い

【課題】

- 生活困窮者の自立支援において、**就労準備事業は不可欠な支援であるが、単独自治体での取組が困難である。**
- 一般就労に向けた更なる支援として、**就労訓練(非雇用型・雇用型)を活用した取組を強化する必要がある。**

国にお願いすること

○生活困窮者への就労支援の充実

1. 就労準備支援の必須化

- ・自立相談支援事業と併せて、**就労準備事業を必須化し、相談窓口から就労自立に至るワンストップ化**を図られたい。

2. 就労準備支援の広域実施の仕組み構築

- ・各自治体が福祉事務所エリア内で取り組むには限界があり、**都道府県単位でスケールメリットを活かした広域実施できる仕組み**を構築されたい

3. 就労訓練(中間的就労)事業所への支援の充実

- ・**訓練生の受け入れに必要な支援員の配置等に要する経費を対象とした助成制度を検討**されたい。